

三重県総合評価方式の運用ガイドライン(令和6年度版)の改正概要について

令和6年7月24日

1 主な改正内容

(1) 建設工事における評価値算出及び加算点算出のための端数処理

入札参加者の応札額を適正に評価する為、評価値や加算点の端数処理の考え方を下記のとおり改めます。

改正前	改正後
6-2(1) 評価値の算出方法 エ 評価値は <u>小数第6位以下を切り捨て</u> 、小数第5位まで表示する。	6-2(1) 評価値の算出方法 エ 落札者の決定に際し評価値の端数処理は行わない。ただし、調書上は小数第5位まで表示する。なお、小数第5位まで同値の場合は判別できる桁まで表示する（入札額が同額によるものは除く）。

改正前	改正後
6-2(3) 標準点及び加算点 イ 加算点 (中略) 加算点は <u>小数第3位以下を切り捨て</u> 、小数第2位まで表示する。	6-2(3) 標準点及び加算点 イ 加算点 (中略) 加算点の端数処理は行わない。ただし、調書上は小数第2位まで表示する。

(2) 測量・設計における評価値算出及び価格評価点算出のための端数処理

建設工事と同様、評価値や価格評価点の端数処理の考え方を下記のとおり改めます。

改正前	改正後
6-3(1) 評価値の算出方法 ア 評価値は <u>小数第6位以下を切り捨て</u> 、小数第5位まで表示する。	6-3(1) 評価値の算出方法 ア 落札者の決定に際し評価値の端数処理は行わない。ただし、調書上は小数第5位まで表示する。なお、小数第5位まで同値の場合は判別できる桁まで表示する。（入札額が同額によるものは除く）。

改正前	改正後
6-3(3) 標準点、価格評価点、技術評価点 イ 価格評価点 (中略) ※価格評価点は <u>小数第6位以下を切り捨て</u> 、小数第5位まで表示する。	6-3(3) 標準点、価格評価点、技術評価点 イ 価格評価点 (中略) ※価格評価点の端数処理は行わない。ただし、調書上は小数第5位まで表示する。なお、小数第5位まで同値の場合は判別できる桁まで表示する。（入札額が同額によるものは除く）。

2 適用日

令和6年8月1日以降の公告及び指名通知にかかる案件から適用します。



※評価項目の評価方法や確認方法の詳細は、三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせをご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtml>

【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL：059-224-2696